

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人函館地域産業振興財団（以下、「財団」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に準拠し、競争的資金等による研究における研究費の不正行為防止に必要な体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国の府省及び当該府省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 配分機関 競争的資金等を配分する機関をいう。
- (3) 最高管理責任者 財団全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者をいう。
- (4) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について財団全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者をいう。
- (5) 統括管理副責任者 財団全体の競争的資金等の運営・管理について統括管理責任者を補佐する者をいう。
- (6) コンプライアンス推進責任者 財団における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者をいう。
- (7) コンプライアンス推進副責任者 財団における競争的資金等の管理・執行についてコンプライアンス推進責任者を補佐する者をいう。
- (8) 直接経費 競争的資金等により行われる研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (9) 間接経費 競争的資金等による研究の実施に伴い研究機関等に必要経費をいう。
- (10) 科研費 独立行政法人日本学術振興会又は文部科学省が募集する科学研究費助成事業をいう。
- (11) ルール 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が作成している「科研費ハンドブック（研究者用・研究機関用）」に掲げられた科研費に関するルールをいう。

(責任体制)

第3条 最高管理責任者には理事長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者には副理事長（北海道立工業技術センター長）をもって充てる。
- 3 統括管理副責任者には専務理事（北海道立工業技術センター副センター長）をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者には事務局長をもって充てる。
- 5 コンプライアンス推進副責任者には、総務企画部長をもって充てる。

(最高管理責任者等の役割)

第4条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、財団全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する財団における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

(競争的資金等に関する相談窓口)

第5条 競争的資金等に関する財団内外からの相談窓口は、研究支援課とする。

(不正防止計画の策定・実施)

第6条 最高管理責任者は、競争的資金等に関わる不正防止の総合的な推進を図るため、具体的な不

正防止計画を別途策定することとする。

- 2 最高管理責任者は、必要に応じ不正防止計画を見直すものとする。
- 3 最高管理責任者は、財団事務局に防止計画推進部署を置き、自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(経費の管理)

第7条 競争的資金等は研究者に代わって財団が運営・管理するものとし、経理に関する事務は研究支援課及び総務課が所掌する。

- 2 科研費においては、直接経費は専用の預金口座を設け運営・管理するものとし、直接経費の預金によって生じる利息は財団に属するものとする。間接経費は、研究者はその交付を受けたら速やかに財団に譲渡するものとし、財団は当該研究者が他の研究機関に転職した場合は、ルールに基づき返還するものとする。
- 3 競争的資金等により購入した設備、備品、図書等は財団に属するものとする。
- 4 経費に関する事務は、公益財団法人函館地域産業振興財団財務処理規程に基づいて執行するとともに、関係法令並びに配分機関が定める補助金に関する各種の規定等を遵守しなければならない。
- 5 総務課は、職員等と取引業者の癒着を防止するため、財団における不正使用のリスク等を考慮のうえ、取引業者に対して誓約書の提出を求めるものとする。

(モニタリング等の実施)

第8条 競争的資金等の適正な運営・管理のため、モニタリング及び内部監査を実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、支出状況の定期的な確認など、職員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員が防止計画推進部署と連携して行うものとし、必要な事項は別に定める。

(誓約書の提出)

第9条 競争的資金等の運営・管理に関わる者は、別記様式の誓約書を最高管理責任者に提出する。

(競争的資金等の不正行為に関する対応)

第10条 財団に、財団内外からの競争的資金等の不正使用や不正経理等（以下「競争的資金等の不正行為」という。）に関する通報等に対応する窓口（以下「不正行為受付窓口」という。）を置く。

- 2 不正行為受付窓口は、総務課とする。
- 3 報道等により競争的資金等の不正行為の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じた取扱いをする。

(競争的資金等の不正行為に関する取扱い)

第11条 競争的資金等の不正行為に関する通報等の取扱いについては、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」に準じて処理することとする。

- 2 不正行為に対する調査及び調査結果の公表並びに必要な措置については、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」に準じて処理することとする。

(不正行為に対する処分)

第12条 競争的資金等の不正行為があると認められる場合は、財団の関係規程等に基づき、懲戒処分等を行うものとする。

- 2 不正行為に関与した業者に対しては、北海道の定める競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に準じて処分を行うものとする。

(配分機関への報告等)

第13条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正行為に関して、配分機関に対し、次のとおり対応するものとする。

- (1) 調査中に不正の事実が一部でも確認された時点で、配分機関に対し報告する。また、通報の日から210日以内に最終調査結果報告書を配分機関に対し提出する。
- (2) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を

配分機関に提出する。

(3) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料提出または閲覧、現地調査の依頼に応じる。

(コンプライアンス教育の推進)

第14条 競争的資金等の不正行為を防止するため、統括管理責任者は、財団全体のコンプライアンス教育を推進するとともに、コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の不正行為の防止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

年 月 日

競争的資金等に係る誓約書

公益財団法人函館地域産業振興財団
理事長 松本榮一 様

所属

職・氏名（自署）

連絡先

私は、競争的資金等の執行・管理にあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 競争的資金等にかかる法令、国の通達並びに北海道の条例、規則等及び財団の規程等を遵守します。
- 2 研究不正や研究費の不正使用は行いません。
- 3 上記1、2に違反して不正を行った場合には、財団や配分機関による処分を受けるとともに、法的な責任を負担することに同意します。